

内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室

提出資料

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（J E S T A）の導入 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・U R 賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握 |
| R9以降 | ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

（4）外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（JESTA）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、JESTAの2028年度中の導入に向けた準備作業やDXの推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を2026年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（R8.1.23決定）～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～

※総合的対応策のすべての施策を引き続き着実に実施する

今後の主な取組の方向性

出入国・在留管理の適正化

出入国 在留管理の 適正化	【出入国在留管理の厳格化・上陸審査の手續の円滑化】 ○電子渡航認証制度（JESTA）（R10年度中導入）の確実なシステム開発等 【在留手續の高度化による適正な手續の実現】 ○公共サービスマッシュを活用したマイナンバー等による情報連携（R8年度～順次実施） ○在留申請及び届出の原則オンライン化（R9年度～順次実施）、キャッシュレス決済の導入等（R11年度～順次実施） ○スマートフォン用アプリ等を通じた在留諸手續の案内やプッシュ型の情報発信など、双方向型コミュニケーションの実現 【退去強制業務・難民認定申請等の高度化】 ○デジタル技術を活用した不法滞在者等情報の収集・分析強化による摘発（R9年度～順次実施） ○難民認定申請の各種申請書類等や受付業務のデジタル化（R9年度～順次実施）
在留資格の 適正化	【実態調査の強化による適正審査の確保】 ○引き続き各在留資格や資格外活動の実態を把握し、家族帯同時の扶養能力の適切な確認を含めた審査の適正な運用、その在り方を検討 【特定在留カードの原則取得のための更なる方策】 ○特定在留カードの原則取得のための検討、特定在留カードのオンライン取得のためのシステム改修、周知・広報
永住者の 在り方検討	【永住許可の在り方の更なる検討】 ○R9年4月運用開始に向けた永住許可基準（独立生計要件・国益要件）の見直し ○日本語・生活学習プログラム(仮称)の受講を永住許可の条件とすることや、R9年4月の改正入管法施行状況を踏まえた取消事由の拡大の検討
帰化の 厳格化	【帰化の厳格化の検討】 ○運用状況や永住許可の在り方との整合性の観点を踏まえつつ、申請者が将来にわたって安定した生活を営むことができることや、日本語・生活学習プログラム(仮称)を受講することなど、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方を検討
不法滞在者 ゼロプラン等 の強力な 推進	【不法滞在者・不法就労対策の更なる推進（入国管理等の適正化）】 ○摘発の強化やサイバーパトロールの実現、入管法違反者に係る情報提供等の促進 ○誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応、審査の迅速化 ○厳格な査証審査のための情報連携強化 ○不法就労助長者の摘発強化 ○不適正ヤード対策強化（不適正スクラップヤード（金属資源等の海外流出を含む）についても、規制強化・関係機関間の連携強化） ○不法就労助長者の摘発強化等の状況を踏まえつつ、不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方を検討 ○退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、諸外国における犯罪行為に対する退去強制等の法的枠組について照会を実施・整理するとともに外部への調査研究を依頼すること等も検討 ○R10年1月の不法残留者数を過去最低（H2以降）であったR4年7月の値（約58,000人）と比較して検証
外国人雇用 状況届出の 運用改善	【外国人雇用管理指針改正と手續改善による都道府県労働局の指導強化】 ○事業主が在留カード等読取アプリの使用を徹底するよう、外国人雇用管理指針を改正 ○未届事業主に対する都道府県労働局の指導を更に迅速化するため、厚労省と入管庁の未届事案共有開始までの期間の短縮
秩序ある 地域社会の ための 環境整備	【日本語・生活学習プログラム(仮称)の創設】 （R10年度から試行実施、在留審査の考慮要素とすること等を検討） ○有識者会議での議論を進め、入国前からのオンデマンド受講、受講履歴等の一元的把握が可能なシステムを開発（R9年度） ○日本語試験の受験機会の拡充 ○登録日本語教員等の活用（処遇改善、研修実施） 【秩序ある地域社会を構築するための環境整備】 ○市民、自治体から国への相談等に対応する仕組みの検討
外国人の 受入れの 在り方検討	【外国人受入れの基本方針の取りまとめ】 ○有識者会議での議論を進め、将来推計等を行いつつ、中長期的かつ多角的観点から受入れに関する基本的な考え方を検討し、R8年度中に、在留管理の適正化、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設、人口戦略本部における総合的な戦略等を踏まえた基本方針を取りまとめ

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（R8.1.23決定） ～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～

制度の適正化等	<div> <div></div> <div>今後の主な取組の方向性</div> </div>
<div> <div></div> <div>制度の適正化等</div> </div>	<div> <div>日本語教育等の充実</div> <div> 【外国人に対する日本語教育の推進】 ○標準化による地域日本語教育の質の確保に向けたガイドラインの作成 ○日本語教育の空白地域を解消するための地域日本語教育の機会拡充に向けた体制整備（コーディネーターの配置、日本語教室の設置運営、複数自治体の連携、オンラインの活用等） 【日本語指導が必要な外国人児童生徒等への教育】 ○プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）等の指導体制や方法等に関する考え方を整理しモデルを構築、全国展開 ○全国において一定水準以上の日本語指導が実施されるよう、日本語指導内容・方法に関するガイドラインを作成 ○個別確認等による居住実態把握や関係部局間の連携強化により、就学状況が確認できていない子供の就学を促進 </div> </div>
<div> <div></div> <div>国土の適切な利用・管理</div> </div>	<div> <div>民泊の適切な運営確保</div> <div> 【各種民泊の適切な運営確保】 ○仲介サイトからの無届民泊の確実な削除に向けた、仲介サイトと国データベースを照合するシステム改修等に着手（R8年度～） ○夜間でも不適切な事業者の処分事実を把握し、着実な処分を行うための苦情受付コールセンターを一部自治体と連携し検討・試行（R8年秋～） ○民泊事業者の在留資格の把握、処分歴の在留審査への反映など、入管庁との連携の方策を検討 </div> </div>
<div> <div></div> <div>国土の適切な利用・管理</div> </div>	<div> <div>土地所有の透明化等</div> <div> 【不動産取引におけるマネー・ローンダリング対策の強化】 ○疑わしい取引の届出に関する「チェックリスト」をR8年10月中に改訂し、暗号資産を用いた不動産取引を疑わしい取引として新たに提示する等、見直し・整理した考え方を宅建業者に周知徹底 【法人の実質的支配者の把握強化に向けた検討の加速】 ○R10年夏頃に予定されているFATF第5次対日相互審査に向け、FATF基準を踏まえ、法人の実質的支配者情報の把握・登録等についての法制度を整備し、土地等の実質的所有者の把握にも活用できるよう検討 【土地所有者等のストック情報の把握】 ○国外居住者や外国人等と思われる者による土地等の所有状況（ストック情報）を把握・公表（R8年夏） ○マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討 </div> </div>
	<div> <div>公開性確保</div> <div> 【不動産ベース・レジストリの着実な整備】 ○R11年度以降、国籍を含めた土地所有等情報の一元的なデータベースとして不動産ベース・レジストリが機能するよう、公的基礎情報データベース整備改善計画を改訂し、整備を推進 </div> </div>
	<div> <div>マンション取引実態把握</div> <div> 【マンションの取引実態の把握等】 ○マンションの取引実態調査を継続しつつ、今後把握可能となる国籍情報の蓄積や、投機的取引抑制のための不動産協会の取組結果を踏まえるとともに、諸外国の取組も参考に、マンションの取得規制等の適切な対応策を検討 </div> </div>
	<div> <div>地下水採取実態把握</div> <div> 【地下水の適正な保全及び利用に向けたルール】 ○統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用に向けた実効性のある仕組みの構築を図るため、地下水の採取状況と採取による影響の把握、保全に向けた手法や情報提供の在り方について、有識者会議での議論を踏まえ、法制化を含め検討（R8年夏とりまとめ） </div> </div>
	<div> <div>土地取得等ルール検討</div> <div> 【安全保障の観点からの土地取得等のルール】 ○ドローンを活用した新たな戦い方の出現などの我が国をめぐる安全保障環境を踏まえ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方について、有識者会議での議論を踏まえて検討（R8年夏とりまとめ） 【国土の適切な利用に向けたルール】 ○不適切な土地利用に対し、事態が深刻化して手遅れになる前に歯止めをかけるため、土地利用に係る情報を広範かつ早期に把握し、効果的な対応を行うための方策について、有識者会議での議論を踏まえ、法制化を含め検討（R8年夏とりまとめ） 【無主の「国境離島以外の離島」の国有財産化】 ○本土から距離の離れたエリアにある離島の実態把握を進め、無主であることが判明した場合は国有財産台帳へ登録（R8年度中に開始） </div> </div>

今後の検討体制について

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

議長：内閣官房長官

副議長：外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
法務大臣

構成員：その他20閣僚

特定技能制度及び
育成就労制度の基本方針及び
分野別運用方針に関する有識者会議

外国人との
秩序ある共生社会の
実現のための有識者会議

外国人の受入れ・
秩序ある共生社会実現に
関する関係閣僚会議幹事会

新設

外国人の受入れの基本的な
在り方の検討のためのWG

新設

日本語・生活学習プログラム
(仮称)の検討のためのWG

今後のスケジュール

R9. 3月中

「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基本方針」の策定

R10.4月以降

日本語・生活学習プログラム(仮称)試行開始